

平成25年稲敷市農業委員会第12回総会

〔12月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
日程 5 制限除外の農地の移動届出について
日程 6 農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について
日程 7 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 9 現況証明願いに対する証明書の交付について
日程10 農地改良協議に対する同意について
日程11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
日程12 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）
-

本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 報告第4号
日程 6 議案第1号
日程 7 議案第2号
日程 8 議案第3号
日程 9 議案第4号
日程10 議案第5号
日程11 議案第6号
日程12 議案第7号
-

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君 | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 3番 | 蛭原一君 | 18番 | 山口幸一君 |
| 4番 | 村山文雄君 | 19番 | 宮本善助君 |
| 5番 | 篠崎惣寿君 | 20番 | 保科進君 |

6番	松本文雄君	21番	清原寿君
7番	吉岡一仁君	22番	加納昭君
8番	川島昇君	23番	飯塚恒雄君
10番	千勝忠君	24番	飯田稔君
11番	山崎健一君	25番	濱田昭一君
12番	坂本富男君	26番	沖野谷秀雄君
13番	秋本精一君	27番	永長秀敏君
14番	篠崎文夫君	28番	澤邊雅之君
15番	坂本一雄君	29番	遠藤一行君
16番	古澤真和君	30番	糸賀泰夫君
		31番	山下恭一君
		32番	高須一郎君

欠席委員

2番	関口邦子君	9番	小貫和子君
----	-------	----	-------

出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

12月 5日（木） 全国農業委員会会長代表者集会
 於 千代田区 日比谷公会堂
 出席者 加納 昭会長

12月17日（火） 稲敷市農業振興地域整備促進協議会
 於 稲敷市役所東庁舎
 出席者 加納 昭会長

午後3時10分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成25年12月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は、2番、関口邦子委員、9番、小貫和子委員の2名であります。よって、農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、16番、古澤真和委員、17番、井戸賀吉男委員、両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願いたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、伊佐部字伊佐部、田3筆、1、400平方メートルでございますが、茨城県農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

します。

**日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出
について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番及び受理番号2番まで一括してご報告いたします。

本届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者はいずれも自作地として耕作しており、農業員会によるあっせん等の希望はないものであります。内容の詳細につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

**日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約
通知について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、下根本字上沼ほか1地区、田5筆、8,503平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものであります。

受理番号2番、犬塚字荒野ほか3地区、田9筆、16,589平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番から受理番号13番までを一括して報告いたします。

3ページから5ページになります。

本届出11件は、耕作者の健康上の理由により合意解約するものであります。詳細については議案書に記載のとおりでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局係長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、下根本字須賀、田2筆、209平方メートルでございますが、稲敷土地改良事務所が行う機関農道整備事業、板橋伊佐津Ⅲ期地区の作業用地として使用するため届出があったものでございます。農地法第5条第1項第1号に基づくものでございます。なお添付すべき必要書類は事務局で確認した結果問題ないものであります。

よろしく御承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）7ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転5件、贈与による所有権移転2件の計7件でございます。

受理番号1番、伊佐部字伊佐部、田3筆、計1、400平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営規模の拡大を目的に取得するものでございます。11月11日に農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。受人は主に水稻を作付している農業者で、農業経営面積は304アール、農業従事日数は300日でございます。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もないものであります。農機具の所有状況ですがトラクター1台、田植機1台、

乾燥機1台、を所有しております。また申請地の周辺の農地利用に影響を与えないものと考えられます。以上調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、佐原下手字下手、田1筆、畑3筆、計4筆、計1,301平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営を行わないため売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、江戸崎字長町、田1筆、1,536平方メートルについてでございますが、渡人は受人の要望により農地を売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、稲波字植竹区、田1筆、991平方メートルについてでございますが、渡人は相対の耕作者へ売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番、清水字池下、田1筆、64平方メートルについてでございますが、渡人は耕作者である親戚に贈与するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

8ページをお開き願います。

受理番号6番、浮島字神落、田5筆、計14,856平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模縮小の為、農地を売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号7番、八筋川字ト杭、田7筆、計13,702平方メートルについてでございますが、渡人は農業後継者へ贈与するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号、受理番号1番から受理番号7番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番については、茨城県農林振興公社の案件ですので調査報告は省略いたします。

受理番号2番について、私22番、加納より報告をいたします。受理番号2番について、

12月20日、保科委員と受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲、さつまいもを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、農業用トラック2台を所有しております。また、田植、刈り取り、乾燥、調整等は委託しているとのことです。農作業従事日数は150日であります。経営面積は181アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得要件を満たしております。調査報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）つづきまして、受理番号3番から受理番号4番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いします。

○5番（篠崎惣寿君）5番篠崎です。受理番号3番、4番についてご報告いたします。さる12月20日に宮本委員と受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事日数は250日であります。経営面積は350アールであります。調査の結果、権利取得の要件を満たしており、報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

受理番号4番について、12月20日に現地を調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台、農作業従事日数は150日であります。経営面積は350アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）つづきまして、受理番号5番について、沖野谷委員より報告をお願いいたします。

○26番（沖野谷秀雄君）26番沖野谷です。受理番号5番について報告いたします。12月21日に飯塚委員と受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有し、また農業用トラック2台も所有しております。農作業従事日数は150日であります。また、経営面積は約433アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得の要件を満たしており。報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について、宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君）1番宮本です。受理番号6番について報告いたします。12月21日に小貫委員と受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稲、レンコンを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は133アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろし

くご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号7番について、宮本 昇委員より報告をお願いします。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号7番について報告いたします。12月20日、加納委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコンを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は120日であります。経営面積は772アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）9ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、結佐字流作、畑1筆、520平方メートルについてでございますが、申請者は農業用倉庫及び駐車場として利用するものであります。現地は既に転用されておりますので、今回の申請は追認申請となります。農業用倉庫は鉄骨平屋建て、建築面積47.89平方メートル、駐車場は砕石敷きとし、軽トラ等を駐車し、転回スペースを確保します。敷地内の上下水道は無し、雨水は自然浸透となっております。申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域除外済であります。農地区分は第三種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第2号、受理番号1番の説明を終わります。

ります

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） まず、受理番号1番について、私22番、加納より報告をお願いいたします。

受理番号1番について、さる20日坂本委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく農業用倉庫及び駐車場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認をしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 10ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、浮島字伊勢台、畑1筆、376平方メートルについてでございますが、申請者は太陽光発電事業を行う法人で、既に許可済みの太陽光発電施設用地の拡張をするものであります。太陽光発電事業は平成25年2月28日に経済産業省の認定を受け、東京電力の接続検討も受けております。施設用地は全体で39,653.97平方メートルと

なります。施設については150ワット出力の太陽光モジュール12,000枚を鋼管杭により設置し、500キロワットパワーコンディショナー3台を設置します。最大発電出力は1.5メガワット、年間発電量2,250メガワット時を計画しております。事業地周囲はネットフェンスで囲い内部は採石敷きとします。施設内の上下水道は無し、雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、伊佐津字富士台、畑1筆、281.39平方メートルについてでございますが、申請人は親の所有する農地に自己用住宅を建築するものであります。住宅は木造平屋建て、建築面積104.34平方メートル、水道は井戸、下水は合併浄化槽、雨水は自然浸透となっております。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、境島字川脇、田1筆、265平方メートルについてでございますが、受人は自己用住宅を建築するために売買するものであります。渡人は平成10年に分譲住宅で許可を受けた土地であります。受人の希望で自己住宅用地として売買するものであります。住宅は木造二階建て、建築面積115.92平方メートル、水道は公共水道、下水は公共下水道、雨水は水路へ放流となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番、古渡字廣畑、畑3筆、計1,800平方メートルについてでございますが、受人は建築業を営む法人で、現在利用している資材置き場が不足しているため、新たに資材置き場を設置するものであります。資材置き場は、周囲をネットフェンスで囲い、水道、下水道は無し、雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第3号、受理番号1番から4番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） まず、受理番号1番について、宮本 昇委員より報告をお願いいたします。

○1番（宮本 昇君） 1番宮本です。受理番号1番について、さる20日小貫委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい次に、受理番号2番について、濱田委員より報告をお願いいたします。

○25番（濱田昭一君）25番濱田です。受理番号2番について、さる20日古澤委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）はい次に、受理番号3番について、保科委員より報告をお願いいたします。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号3番について、さる20日関口委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）はい次に、受理番号4番について、保科委員より報告をお願いいたします。

○17番（井戸賀吉男君）17番井戸賀です。受理番号4番について、さる20日糸賀泰夫委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく資材置場として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局係長（高橋 渉君）11ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」でございます。

転用事実証明書の交付3件、非農地証明書の交付3件でございます。

受理番号1番、高田字千葉野、畑1筆、127平方メートルについての、登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成2年7月16日、南総農政指令第125号、道路で許可されております。

受理番号2番、椎塚字浦向田4筆、556平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は昭和51年頃より車両置場として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、大島字中蒲田1筆、990平方メートルについて、登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成7年3月16日、南総農政指令第27号、飼料用倉庫で許可されております。

受理番号4番、八筋川字川通堤外、畑、603平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、平成元年頃よりボート置場として利用されております。撮影年月日、平成4年10月28日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号5番、柴崎字寺地、畑1筆、1077平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。昭和63年頃より倉庫、及び資材置場として利用されております。撮影年月日、平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号6番、下太田字下宿、田4筆、545.76平方メートルについて、登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成14年9月17日、南総農政指令第45号、店舗で許可及び平成14年12月16日、南総農政指令第67号、駐車場で許可されております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）まず、受理番号1番から2番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君）5番、篠崎です。受理番号1番と2番について、さる21日、松本委

員と村山委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、受理番号1番については、転用許可のとおり住宅の進入路として利用されていることを確認しました。また、受理番号2番については、20年以上前から車両置き場として利用されており、平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の空中写真と合わせて確認いたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号3番から4番について、保科委員より報告をお願いします。

○20番（保科 進君）20番、保科です。受理番号3番及び受理番号4番について、さる20日、加納委員と関口委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、受理番号3番については、転用許可のとおり飼料用倉庫が建築されていることを確認しました。受理番号4番については、20年以上前からボート置き場として利用されており、平成4年10月28日撮影の国土地理院発行の空中写真と合わせて確認をいたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について、篠崎文夫委員より報告をお願いします。

○14番（篠崎文夫君）14番、篠崎です。受理番号5番について、さる20日、濱田委員と千勝委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、20年以上前から建設会社の倉庫及び資材置場として利用されており、平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の空中写真と合わせて確認をいたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われます。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について、川島委員より報告をお願いします。

○8番（川島 昇君）8番、川島です。受理番号6番について、さる20日、古澤委員と濱田委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおり問題はなく転用目的のとおりコンビニエンスストアの敷地として利用されていることを確認いたしました。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。

よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、「現況証明願いに対する証明書の交付につて」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第5号 農地改良協議に対する同意について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局係長（高橋 渉君）12ページをお開き願います。

議案第5号、農地改良協議に対する同意についてでございます。

平成25年12月10日受理、高田字谷中、田、369平方メートルについては隣接地との高低差を少なくするため、山砂369立法メートルで約1メートル程度埋め立て、改良後は水稻を作付する計画です。

高田字須賀、田、354平方メートルについては、湿田の為山砂106立法メートルで30センチメートル埋め立てし、改良後は畑として利用し野菜を作付する計画です。どちらも、市内の業者に搬入を依頼し、個人の所有する山林より山砂を購入し埋め立てる計画です。

平成25年12月10日受理、高田字須賀、田、260平方メートルについての田畑転換の為の農地改良協議でございます。市内の業者に搬入を依頼し、個人の所有する山林より山砂を104立法メートル購入し、約40センチメートル埋立する計画です。埋立て後は、畑として利用し野菜を作付する計画です。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）これで事務局の説明を終わります。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第5号、「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり同意することに決定いたしました。

日程11 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） よろしく申し上げます。

13ページをお開きください。

議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、7件、17筆、34,496平方メートル、再設定が7件、21筆、62,110平方メートル、合計14件、38筆、96,606平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号1番、月出里字花指、畑2筆、3,799平方メートル、新規設定で、利用目的が、野菜、期間が3年、小作料は無償、

受理番号2番、月出里字花指、田2筆、1,802平方メートルは新規設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は10アール当たり、21,000円、いずれの2件設定を受ける者は、新規就農者で、総会前に新規就農審査会が開催され、承認を得られました。詳細につきましては、配布してある資料でご確認をお願いします。

受理番号3番、八筋川字ト杭、田2筆、5,677平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積1,000アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号4番、本新、田2筆、4,991平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、玄米90キログラム、設定を受ける者は、経営面積1,035アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の農業者です。

受理番号5番、中山字丑新田、田2筆、3,386平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が7年、小作料は10アール当たり、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積623アールの水稻を作付けする農業生産法人です。

受理番号6番、下根本字須賀ほか1地区、田5筆、8,675平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が7年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積747アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号7番、阿波崎字居待堂ほか1地区、田2筆、6,166平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積522アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の認定農業者です。

受理番号8番から14番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権転貸)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）16ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」です。今回は、再設定が、3件、14筆、22,395平方メートル、稲敷市農業公社を介しての転貸です。

受理番号1番、須賀津字須賀津、田1筆、1,852平方メートル、

受理番号2番、須賀津字須賀津、田4筆、8,723平方メートル、

いずれの2件は再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、22,000円、設定を受ける者は、経営面積766アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、180日の認定農業者です。

受理番号3番、椎塚字中郷ほか2地区、田8筆、11,820平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が7年、小作料は10アール当たり、24,000円、設定を受ける者は、経営面積659アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の農業者です。

よろしく、ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑

ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号、「稲敷市農用地利用計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定しました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成25年12月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

午後4時閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ⑩

16番委員 古 澤 真 和 ⑩

17番委員 井戸賀 吉 男 ⑩